漁協系統信用事業における総合的な監督指針　新旧対照表

改　正　案	現　　行
Ⅱ　組合監督上の評価項目 Ⅱ－３　業務の適切性 Ⅱ－３－２　利用者保護等 Ⅱ－３－２－２　利用者の誤認防止等 Ⅱ－３－２－２－１　意義 利用者に対する利便性の向上や事務の合理化の観点から、組合が、その営業所を他者の店舗と同一の建物内に設置するなどの場合があるが、その際、利用者に対する弊害防止措置が講じられていることが重要である。 また、API 等を通じた組合、他の金融・非金融の事業者間の連携が強化される中で、利用者にとってシームレスに様々なサービスを利用することが可能となる一方、サービスの提供者、内容及び責任の所在等が理解しにくくなるおそれもあり、利便性と利用者保護の両立を図っていくことが重要となる。 Ⅱ－３－２－２－２　主な着眼点 （１）営業所を他の金融機関等の店舗と同一の建物内に設置する場合 組合が、その営業所を他者の本支店等と同一建物、同一フロアに設置する場合には、利用者の誤認防止、利用者情報の保護及び防犯上の観点から、適切な措置が講じられているか。 また、コンピュータ設備を共用する場合に組合自らの情報管	Ⅱ　組合監督上の評価項目 Ⅱ－３　業務の適切性 Ⅱ－３－２　利用者保護等 Ⅱ－３－２－２　利用者の誤認防止等 Ⅱ－３－２－２－１　意義 利用者に対する利便性の向上や事務の合理化の観点から、組合が、その営業所を他者の店舗と同一の建物内に設置するなどの場合があるが、その際、利用者に対する弊害防止措置が講じられていることが重要である。 （新設） Ⅱ－３－２－２－２　主な着眼点 （新設） 組合が、その営業所を他者の本支店等と同一建物、同一フロアに設置する場合には、利用者の誤認防止、利用者情報の保護及び防犯上の観点から、適切な措置が講じられているか。 また、コンピュータ設備を共用する場合に組合自らの情報管理規

漁協系統信用事業における総合的な監督指針　新旧対照表

改　正　案	現　　行
理規程が遵守できるよう体制が整備されているか。 　組合の店舗戦略や業務運営の見直しが進められている中、例えば、過疎地にある営業所を組合員等利用者のニーズに基づき維持する場合や、合併等の結果として生じた同一地域に所在する営業所について、他の金融機関等が共同で営業所を設置することが考えられる。運営形態としては、当該組合が他の金融機関等と共同して営業所を設置する場合や、信用事業を他の組合に譲渡した組合の本支店に当該他の組合が営業所を設置する場合のほか、例えば、組合が他の金融機関等から委託を受けて銀行代理業､特定信用事業代理業若しくは金融サービス仲介業(金融サービス提供法第 11 条第２項に定める預金等媒介業務に限る。以下同じ。）を行う場合又は登録金融機関業務を行う場合などが考えられる。 　このように、組合と他の金融機関等が、同一建物、同一フロアに共同の営業所を設置して運営する場合、必ずしも、当該組合自身の業務のためのスペースと、他の金融機関等の業務のためのスペースとの間に、いわゆる遮断壁を設ける必要はないものの、利用者の誤認防止等の観点から、特に以下の点に留意すること。 ①～③　（略）	程が遵守できるよう体制が整備されているか。 　組合の店舗戦略や業務運営の見直しが進められている中、例えば、過疎地にある営業所を組合員等利用者のニーズに基づき維持する場合や、合併等の結果として生じた同一地域に所在する営業所について、他の金融機関等が共同で営業所を設置することが考えられる。運営形態としては、当該組合が他の金融機関等と共同して営業所を設置する場合や、信用事業を他の組合に譲渡した組合の本支店に当該他の組合が営業所を設置する場合のほか、例えば、組合が他の金融機関等から委託を受けて銀行代理業、特定信用事業代理業若しくは金融サービス仲介業（金融サービス提供法第 11 条第２項に定める預金等媒介業務に限る。以下同じ。）を行う場合又は登録金融機関業務を行う場合などが考えられる。 　このように、組合と他の金融機関等が、同一建物、同一フロアに共同の営業所を設置して運営する場合、必ずしも、当該組合自身の業務のためのスペースと、他の金融機関等の業務のためのスペースとの間に、いわゆる遮断壁を設ける必要はないものの、利用者の誤認防止等の観点から、特に以下の点に留意すること。 ①～③　（略）
（２）API 等を活用して他の事業者等と連携する場合 　組合が、API 等を活用して、自らのサービスを他の事業者等と連携し、自らの又は当該事業者等の提供するアプリ、ウェブ	（新設）

漁協系統信用事業における総合的な監督指針　新旧対照表

改　正　案	現　　行
サイト（以下この項において「アプリ等」という。）で提供する場合には、利用者の誤認防止、利用者情報の保護及びセキュリティ確保の観点から、適切な措置が講じられているか。 　利用者の誤認防止等の観点からは、特に以下の点に留意する必要がある。 ①　組合と当該事業者等が連携して利用者に提供するアプリ等の提供主体、組合サービスの内容及び提供主体（当該組合名）、組合と当該事業者等の関係、事故時の対応等の責任・補償、問合せ先等について、情報提供・説明を行っているか。 　また、こうしたサービスが、例えば、「○○バンク」等の名称を付して提供される場合には、次の点について情報提供・説明を行っているかに留意すること。 イ．「○○バンク」等は、当該組合と事業者等が連携して提供するサービスの名称であること。 ロ．貯金の受入れ・送金・口座振替等の組合サービスは、当該組合が提供しているものであり、組合サービスを利用する場合には、利用者は、当該組合に口座開設等する必要があること。 ハ．事業者等の役割や責任のほか、当該事業者等が組合サービスを行うことはできず、また、行うものではないこと。 ②　①の記載については、利用者が容易に知ることができる場所及び方法で、利用者に対し明示されているか。 ③　利用者情報の提供を受ける場合には、情報の受領者及び利用目的を明示するとともに、利用者情報が利用者の同意なく	

漁協系統信用事業における総合的な監督指針　新旧対照表

改　正　案	現　　行
流用されることのないよう、Ⅱ－３－２－３を踏まえた対応が適切に講じられているか。	
Ⅳ　特定信用事業代理業 Ⅳ－３　特定信用事業代理業者の監督に係る事務処理 Ⅳ－３－２　許可申請に係る事務処理 Ⅳ－３－２－１　許可申請に当たっての留意点 Ⅳ－３－２－１－１　許可の要否	Ⅳ　特定信用事業代理業 Ⅳ－３　特定信用事業代理業者の監督に係る事務処理 Ⅳ－３－２　許可申請に係る事務処理 Ⅳ－３－２－１　許可申請に当たっての留意点 Ⅳ－３－２－１－１　許可の要否
（１）（略）	（１）（略）
（２）許可が必要である場合 例えば、以下の①から⑤のいずれか一つの行為でも業務として行う者は、原則として、水協法第 106 条第１項に規定する特定信用事業代理業の許可を受ける必要があることに留意する。 ①～④　（略） ⑤　資金の貸付け等を内容とする契約の承諾 （注）媒介に当たるか否かは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断する必要があるが、インターネット上の表示等を用いる場合でも、当該表示等を用いた上で特定の者に対して組合との資金の貸付け等を内容とする契約の締結に向けた誘引行為を行っていると評価できる場合には、当該表示等を含めた一連の行為が媒介に当たることがあり得ることに留意するものとする。	（２）許可が必要である場合 例えば、以下の①から⑤のいずれか一つの行為でも業務として行う者は、原則として、水協法第 106 条第１項に規定する特定信用事業代理業の許可を受ける必要があることに留意する。 ①～④　（略） ⑤　資金の貸付け等を内容とする契約の承諾 （新設）

漁協系統信用事業における総合的な監督指針　新旧対照表

改　正　案	現　　行
なお、当該業者が、自らの固有サービスにおいて同サービス　の利用者を組合に送客する場合（送客元のサービスに係る画面上で資金の貸付け等の機会を提供する場合を含む。）であっても、資金の貸付け等を行う相手方が組合であること及び資金の貸付け等に係る説明等が当該組合により提供されるものであることがあらかじめ明示されている場合には、当該業者において、独自に、資金の貸付け等に係る情報の追加、説明内容の加工、資金の貸付け等の勧誘・推奨・説明又は取引の成立に向けた条件交渉等を行わないなど、資金の貸付け等を内容とする契約の締結に向けた誘引行為を行っていると評価されない限りにおいて、資金の貸付け等を内容とする契約の締結の媒介に至らない行為と考えられる。ただし、媒介に当たるか否かは一連の行為全体を踏まえて判断する必要があるほか、その該当性にかかわらず、業者によるサービスの名称等について、Ⅱ－３－２－２　利用者の誤認防止等における誤認防止等の措置が講じられているか留意する必要がある。	
（３）許可が不要である場合 ①　（略） ②　媒介に至らない行為を組合から受託して行う場合には、特定信用事業代理業の許可を得る必要はない。例えば、以下のイからニに掲げる行為の事務処理の一部のみを組合から受託して行うに過ぎない者は、特定信用事業代理業の許可が不	（３）許可が不要である場合 ①　（略） ②　媒介に至らない行為を組合から受託して行う場合には、特定信用事業代理業の許可を得る必要はない。例えば、以下のイからニに掲げる行為の事務処理の一部のみを組合から受託して行うに過ぎない者は、特定信用事業代理業の許可が不

漁協系統信用事業における総合的な監督指針　新旧対照表

改　正　案	現　　行
要である場合もあると考えられる。	要である場合もあると考えられる。
イ．商品案内チラシ・パンフレット・契約申込書等の単なる配布又は交付若しくは提供（電磁的方法によるものを含む。）	イ．商品案内チラシ・パンフレット・契約申込書等の単なる配布・交付
（注）このとき、単に取扱組合名や同組合の連絡先等を伝えることは差し支えないが、配布又は交付若しくは提供する資料の記載方法・内容等の説明をする場合には、媒介に当たることがあり得ることに留意する。また、比較サイト等の商品情報の提供を主たる目的としたサービスにおいて取扱組合から提供を受けた商品案内等のコンテンツを単にウェブサイトに転載することは差し支えないが、加工したコンテンツを掲載したり、例えば、自らが推奨する商品のコンテンツが上位に表示されるようなデザインやアルゴリズムの仕組みを設けること等をする場合には、媒介に当たることがあり得ることに留意する。	（注）このとき、単に取扱組合名や同組合の連絡先等を伝えることは差し支えないが、配布又は交付する書類の記載方法等の説明をする場合には、媒介に当たることがあり得ることに留意する。
ロ．・ハ．（略）	ロ．・ハ．（略）
ニ．勧誘行為をせず、単に利用者を組合に紹介する業務	ニ．勧誘行為をせず、単に利用者を組合に紹介する業務
（注）上記「紹介」には、以下の行為を含む（各行為の全部又は一部を組み合わせるものであったとしても「紹介」に含まれる場合がある。）。	（注）上記「紹介」には、以下の行為を含む。
ａ．　（略）	ａ．　（略）
ｂ．対面又は当該業者のウェブサイト上等において、当該業者と組合の関係又は当該組合の業務内容について説	ｂ．当該業者と組合の関係又は当該組合の業務内容について説明を行うこと。

漁協系統信用事業における総合的な監督指針　新旧対照表

改　正　案	現　　行
明を行うこと。	
ｃ．当該業者のウェブサイト上等において、組合のサイトへの単なるリンクの設定や組合から提供を受けたサービスの案内等のコンテンツの転載のみを行い、資金の貸付け等を内容とする契約の締結に至る交渉や手続は当該組合と利用者との間で行い、当該契約の締結に当たり当該業者は関与をもたないこと。ただし、当該リンクの設定や当該コンテンツの転載とあわせて、当該業者独自の見解として当該サービスを推奨・説明する場合には資金の貸付け等を内容とする契約の締結の媒介に当たることがあり得る。	ｃ．組合のサイトへの単なるリンクの設定のみを行い、契約の締結に至る交渉や手続は当該組合と利用者との間で行い、当該契約締結に当たり当該業者は関与をもたないこと。
③　（略）	③　（略）
Ⅳ－４　特定信用事業代理業者 Ⅳ－４－２　主な着眼点 Ⅳ－４－２－４　利用者保護ルール等	Ⅳ－４　特定信用事業代理業者 Ⅳ－４－２　主な着眼点 Ⅳ－４－２－４　利用者保護ルール等
以下に記載するほか、Ⅱ－３－２に準じるものとする。 準用銀行法第52条の40並びに信用事業命令第50条の10及び第50条の15第２項に規定する特定信用事業代理業者による標識の掲示等については、その形状・大きさ及び記載されている文字の明瞭さ、掲示等の状況等から、顧客をして誤認混同ならしめるおそれがないかどうかについて留意する。 （注）インターネット等の通信手段を利用した非対面の取引にお	以下に記載するほか、Ⅱ－３－２に準じるものとする。 準用銀行法第52条の40並びに信用事業命令第50条の10及び第50条の15第２項に規定する特定信用事業代理業者による標識の掲示については、標識の形状・大きさ及び記載されている文字の明瞭さ、標識が掲示されている状況等から、顧客をして誤認混同ならしめるおそれがないかどうかについて留意する。 （新設）

改　正　案	現　　行
いて特定信用事業代理行為を行う旨を掲示する場合には、顧客の目につきやすいように、他の記載と判別しやすい色調やレイアウトを用いて説明することが適当である。	

附　則

この通知の改正は、令和８年 11 月６日から適用する。